

子育て世代の定住促進事業はじめました

義務教育終了までの子育て世代が新築住宅の建設(または購入)に対し、固定資産税(家屋分)の軽減を行っております。

必要書類

① 子育て世代の定住促進に係る固定資産税の特例措置適用申請書 (当課 配布用紙)

② 同意書 ※ (当課 配布用紙)

※住民基本台帳で対象住宅に居住しているか、義務教育終了までの者が同一世帯であるか、及び市税の滞納がないか確認をおこないます。

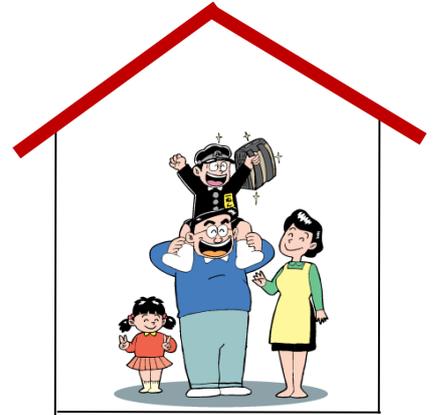
【所有者と被扶養者が同一世帯でない場合】

③ 健康保険証のコピー

【被扶養者が住宅を取得した年に生まれた場合】

④ 登記日等住宅の取得日がわかる書類 ※2

※2 本事業の対象が、住宅を取得した時点で義務教育までの者を扶養していることとなっております。取得してから生まれても適用にはなりません。



申請は毎年申請で新築軽減期間適用となります。

○どんな制度？

義務教育終了までの者を扶養している世代が新築住宅を建設(または購入)に対し、固定資産税(家屋分)の軽減をおこないます。

○対象は？

平成27年1月2日以降に新築軽減対象住宅を取得し、その時点において義務教育終了までの者を扶養している所有者。

○軽減期間は？

・一般住宅 新築後3年度分
(長期優良住宅は 5年度分)

・3階建以上の中高層耐火住宅 新築後5年度分
(長期優良住宅は 7年度分)

○どのくらい軽減されますか？

新築軽減額の1/2を軽減。

新築軽減対象住宅とは

ア 専用住宅や併用住宅であること

(併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。)

イ 床面積要件

50㎡以上280㎡以下

※住宅として用いられている部分の床面積が120㎡を超えるものは、120㎡に相当する分が軽減対象になります。

お問い合わせ先

都市計画課
(高石市役所2階)

電話 072-275-6479